

特定福祉用具事業者(給付券取扱事業者)の登録について

御所市 高齢対策課
介護保険認定給付係

【1】事業者登録の届出について

(1) 事業者登録の届出に必要な下記の書類を持参し、御所市高齢対策課介護保険認定給付係の窓口へお越しください。郵送による届出はできません。

- ◆ 特定福祉用具販売事業所登録届出書(様式第1号)
- ◆ 特定福祉用具に係る御所市介護保険給付券取扱確約書(様式第2号) × 2部
- ◆ 特定福祉用具購入費の代理受領に係る申出書(様式第6号)

(2) 受付印が押印された上記書類の業者控えを受け取ってください。これをもって登録されたとみなします。別途、通知は致しませんのでご了承ください。

【2】登録事業者リストへの掲載

事業者登録の届出が済むと、事業所が登録事業者リストに登録され、市民や居宅介護支援事業所へ情報提供されます。

【3】その他事業者登録関係書類 (登録の届出には必要ありません)

- ◆ 登録事項変更届出書(様式第3号)
- ◆ 事業廃止(休止・再開)届出書(様式第4号)